

落札者決定基準

大分類	評価項目	小項目	評価基準	採点基準	配点	技術提案書			
会社概要	1 財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を判断 自己資本÷総資本(%)	50%以上 30%以上から50%未満 10%超から30%未満 10%以下 150%以上 100%以上150%未満 100%未満 赤字なし 3年のうち1年が赤字 3年のうち2年が赤字 3年のうち3年が赤字	4 3 2 0 2 1 3 2 1 0	4 2	様式第7号		
		流動比率の状況	短期的な支払能力を評価 流動資産÷流動負債(%)	100%以上 100%未満 赤字なし	2 0 3				
		過去3年間の決算状況 (赤字の有無)	収益力を評価 過去3年の損益計算書の経常利益で評価	3年のうち1年が赤字 3年のうち2年が赤字 3年のうち3年が赤字	2 3 0				
	2 地域精進度	企業の所在地	市内の本店、支店及び営業所の有無	市内に本店あり 市内に支店又は営業所等あり 市内に本店、支店及び営業所等なし	2 1 0	2	様式第8号 (5頁以内)		
		業務従事者の雇用	地域経済の活性化に繋がる雇用体制の有無	詳細で有用性の高い内容の具体的な記載あり 詳細で有用性の高い内容の具体的な記載なし	3 0				
	3 認定	ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(※①) 1点 ・2段階目(※①) 3点 ・3段階目 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※②) 1点 ・くるみん(新基準)(※③) 2点 ・プラチナくるみん 3点 ※② 旧くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※③ 新くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 3点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(※①) 1点 ・2段階目(※①) 3点 ・3段階目 4点 ・プラチナえるぼし 5点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※②) 1点 ・くるみん(新基準)(※③) 2点 ・プラチナくるみん 3点 ※② 旧くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※③ 新くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 3点	5 4 3 2 1 0	5	様式第7号		
				品質保証ISO認証の取得状況	品質保証ISO認証(9001)の取得の有無			あり なし	1 0
				情報セキュリティISO認証の取得状況	情報セキュリティISO認証(27001)の取得の有無			あり なし	1 0
				検針に関する業務の実績	『入札参加条件抜粋』 人口30万人以上の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合(これを組織する普通地方公共団体又は特別区の合計人口が30万人以上のものに限る。)のいずれかから、平成22年度(2010年度)以降に当該団体等に係る次の業務を直接受注し、その履行を完了した実績(その履行期間が複数年度にわたり、申請書の提出日現在、これを履行中である場合にあつては、遅くとも平成31年(2019年)4月1日からこれを履行している実績)を有すること。 ア 水道事業に係る検針に関する業務			5件以上 4件 3件 2件 1件	5 4 3 2 1
	6 滞納整理に関する業務の実績	『入札参加条件抜粋』 人口30万人以上の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合(これを組織する普通地方公共団体又は特別区の合計人口が30万人以上のものに限る。)のいずれかから、平成22年度(2010年度)以降に当該団体等に係る次の業務を直接受注し、その履行を完了した実績(その履行期間が複数年度にわたり、申請書の提出日現在、これを履行中である場合にあつては、遅くとも平成31年(2019年)4月1日からこれを履行している実績)を有すること。 イ 水道事業に係る滞納整理に関する業務(次のいずれも含む業務をいう。以下同じ。) (ア) 水道料金未納者への現地訪問や電話等による催告業務 (イ) 給水停止執行業務	5件以上 4件 3件 2件 1件	5 4 3 2 1					
	実績等	7 業務責任者の経験年数	『入札参加条件抜粋』 業務全般の管理監督を行う業務責任者として、次のいずれかに該当する者を常時1名配置できること。 ア 水道事業に係る検針に関する業務の経験年数又は水道事業に係る滞納整理に関する業務の経験年数が通算で5年以上である者 イ 水道事業に係る検針に関する業務の経験年数及び水道事業に係る滞納整理に関する業務の経験年数が通算で合計5年以上である者	検針及び滞納整理に関する管理業務の経験年数の合計が10年以上 検針及び滞納整理に関する管理業務の経験年数の合計が9年以上10年未満	5 3	5	様式第11号		
				検針又は滞納整理に関する管理業務の経験年数が5年以上6年未満、若しくは検針及び滞納整理に関する管理業務の経験年数の合計が5年以上6年未満	1				
8 業務主任者の経験年数(検針業務)		業務責任者を補佐し、業務及び業務に従事する者の管理を行う業務主任者として、水道事業に係る検針に関する業務の実務の経験年数が3年以上である者を常時1名配置できること	検針に関する業務の経験年数が10年以上 検針に関する業務の経験年数が6年以上10年未満	5 3	5	様式第11号			
			検針に関する業務の経験年数が3年以上6年未満	1					
9 業務主任者の経験年数(滞納整理業務の一人目)		業務責任者を補佐し、業務及び業務に従事する者の管理を行う業務主任者として、水道事業に係る滞納整理に関する業務の実務の経験年数が3年以上である者を常時2名配置できること	滞納整理に関する業務の経験年数が10年以上 滞納整理に関する業務の経験年数が6年以上10年未満	5 3	5	様式第11号			
			滞納整理に関する業務の経験年数が3年以上6年未満	1					
10 業務主任者の経験年数(滞納整理業務の二人目)		同上	滞納整理に関する業務の経験年数が10年以上 滞納整理に関する業務の経験年数が6年以上10年未満	5 3	5	様式第11号			
			滞納整理に関する業務の経験年数が3年以上6年未満	1					
11 業務主任者の経験年数(転居等清算業務)	業務責任者を補佐し、業務及び業務に従事する者の管理を行う業務主任者として、水道事業に係る転居等清算に関する業務の実務の経験年数が3年以上である者を常時1名配置できること	転居等清算に関する業務の経験年数が10年以上 転居等清算に関する業務の経験年数が6年以上10年未満	5 3	5	様式第11号				
		転居等清算に関する業務の経験年数が3年以上6年未満	1						
12 業務主任者の経験年数(電話受付等業務)	業務責任者を補佐し、業務及び業務に従事する者の管理を行う業務主任者として、水道事業に係る電話受付等に関する業務の実務の経験年数が3年以上である者を常時1名配置できること	電話受付等に関する業務の経験年数が10年以上 電話受付等に関する業務の経験年数が6年以上10年未満	5 3	5	様式第11号				
		電話受付等に関する業務の経験年数が3年以上6年未満	1						
実施方針	13 実施方針	関係法令等の遵守	適正な履行開始を行うための、基本仕様書に基づく業務計画書の作成方針及び方法等	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	5 3	5	様式第8号 (12頁以内)		
			業務遂行方針	当該業務を適正かつ確実に実施するための業務遂行方針	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている			5 3	
			関係法令等の遵守	当該業務を適正に履行するための関係法令等の遵守	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている			3 2	
	指揮命令体制	指揮命令体制	当該業務を適正かつ確実に実施するための指揮命令体制の整備内容	【着眼点】 スケジュール、業務履行前後の引継ぎ及びその他有益な提案	着眼点に示す項目が記載されている 具体的な記載なし	1 0	3	(体制の図示については様式第11号)	
				【着眼点】 業務目的、情報の共有及び提供並びに定例会議、他業務受託者との連携、従業員とのモチベーション向上方策及びその他有益な提案	着眼点に示す項目が記載されている 具体的な記載なし	1 0			
				【着眼点】 法令等の把握、遵守方法、最新情報の取得、労働条件関係及びその他有益な提案	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	3 2			
	感染症等の影響による支払猶予実施後の収納対策	支払猶予によって増加した未納金の解消に向けた収納対策	【着眼点】 収納体制、収納方法及びその他有益な提案	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	3 2	3			
				着眼点に示す項目が記載されている 具体的な記載なし	1 0				
				着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的なかつ詳細にわかりやすく記述されている 着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	3 2				

実施体制等	14	業務の実施体制	人員配置	当該業務を適正に履行するための従事者の人員配置 【着眼点】 シフト、人員確保方法、必要人数算出及びその他有益な提案	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的かつ詳細にわかりやすく記述されている	5	5	様式第8号 (9頁以内)	(体制の図示については様式第11号)
			緊急時対応体制	トラブル等(業務管理システムの不具合、従業員の事故等)発生時の対応方策の整備内容 【着眼点】 連絡方法、参集時間及びその他有益な提案	着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的かつ詳細にわかりやすく記述されている	3			
			繁忙期対応体制	業務量が増加する時期の対応体制 【着眼点】 必要人数算出、対応方法、超過勤務対策及びその他有益な提案	着眼点に示す項目が記載されている	1			
			具体的な記載なし	0					
			着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的かつ詳細にわかりやすく記述されている	5					
			着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	3					
			着眼点に示す項目が記載されている	1					
			具体的な記載なし	0					
			着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が具体的かつ詳細にわかりやすく記述されている	4					
			着眼点に示す項目について、当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	2					
			着眼点に示す項目が記載されている	1					
			具体的な記載なし	0					
	15	セキュリティ対策	個人情報保護及び秘密保持に関する業務基準・服務規程の整備並びに書類取扱マニュアルの整備内容 【着眼点】 情報取扱の基本姿勢、情報漏洩時対処法、情報漏洩事前予測、セキュリティツール及びその他有益な提案	マニュアルが整備されており、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案が複数ある	5	5	5	様式第8号 (10頁以内)	
			マニュアルが整備されており、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案が1つある	3					
			マニュアルが整備されているが、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案ではない	1					
		マニュアルが整備されていない(具体的な記載がない場合も含む)	0						
16	研修の実施	技術力向上のための研修の実施の有無	あり	1	1	様式第8号 (10頁以内)			
			なし	0					
		個人情報保護及び秘密保持に関する研修の実施の有無	あり	1					
		なし	0	1					
	接遇・クレーム処理に関する研修の実施の有無	あり	1						
		なし	0						
研修体制等	契約期間中の適正な業務の履行確保のための研修計画の有無及び内容 【着眼点】 研修内容、実施スケジュール、参加体制、過去の研修実施・参加事例及びその他有益な提案	研修計画が整備されており、着眼点に示す項目が3つ以上あり、詳細で有用性の高い内容を具体的に記載	3	3					
		研修計画が整備されており、着眼点に示す項目が2つあり、詳細で有用性の高い内容を具体的に記載	2						
		研修計画が整備されており、着眼点に示す項目が1つあり、詳細で有用性の高い内容を具体的に記載	1						
		研修計画が整備されていない(具体的な記載がない場合も含む)	0						
17	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況 【着眼点】 マニュアル、トラブル回避策、対処事例及びその他有益な提案	苦情処理体制が整備されており、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案が複数ある	5	5	様式第8号 (10頁以内)			
		苦情処理体制が整備されており、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案が1つある	3						
		苦情処理体制が整備されているが、着眼点に示す項目について当局が望む水準であると判断できる提案ではない	1						
		苦情処理体制が整備されていない	0						
18	災害時等における体制	災害等により、断水又は検針不能となった場合、給水活動等の水道事業に関する社会貢献活動についての基本指針 【着眼点】 災害時活動内容、従業員の安全確保、活動事例及びその他有益な提案	現在までの活動実績が記載されており、着眼点に示す項目が当局が望む水準であると判断できる提案が複数記述されている	5	5	様式第8号 (5頁以内)			
		現在までの活動実績が記載されており、着眼点に示す項目が当局が望む水準であると判断できる提案が1つある	3						
		現在までの活動実績はないが、着眼点に示す項目が当局が望む水準であると判断できる提案が記述されている	1						
		具体的な記載なし	0						
その他	19	業務を効率的かつ有効に遂行するための提案 業務遂行に際して、発注者、受注者双方に有効な取組方法等の提案 【着眼点】 新技術の導入等その他有益な提案	具体的かつ実現性の高い提案が3つ以上ある	5	5	様式第8号 (5頁以内)			
		具体的かつ実現性の高い提案が2つある	3						
		具体的かつ実現性の高い提案が1つある	1						
		具体性若しくは実現性の低い提案	0						
技術評価点				小計		120			
価格評価点				60×(1-入札価格×1.10/予定価格) (小数点第1位を四捨五入する。)		60			
※ 業務費内訳書を確認し、記載すべき事項が欠けている、記載金額が入札金額と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合(無効となった場合を含む。))も当該入札書は無効とする。									
落札方式				(加算方式) 評価値=技術評価点+価格評価点		合計	180	点満点	